

質問	回答
<p>1. 地域との連携について 運営にあたっては、地域住民の自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないとあるが、具体的な活動とはどのようなことが挙げられるか。</p> <p>2. 生活相談員が、利用者に関して自宅を訪問する際、時間(勤務時間)外でも可能か。</p>	<p>1. 地域の事業所に対する理解を得られるよう町内会などに出席し、非常災害時の協力体制を築く、事業所で行う行事に地域ボランティアを招き、地域交流を図るなど、指定地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう地域との交流に努めてください。</p> <p>2. 法人として時間外勤務を認めているのであれば問題ありません。ただし、指定基準の解釈では、支障がない範囲であれば、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」を生活相談員の確保すべき勤務延べ時間数に含めてよいとあるため、訪問を時間外とする必要はありません。</p>
<p>コロナ禍の中、利用者のADL状況の悪さが目立っている。訪問マッサージや訪問歯科の入室が困難で受診・入院・ターミナルケアと進む方が多くなってきているのが現状。PTの配置を新たにしたが、機能訓練加算の要件を確認したい。</p>	<p>地域密着型通所介護における個別機能訓練加算は、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上」配置することに加え、機能訓練指導員、看護・介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に算定が可能となります。</p>
<p>管理者の常勤専従の例外に関して。 隣接する地域密着型通所介護の管理者を兼務しているが、合わせて、地域密着型通所介護の看護師が休みの日の看護職、機能訓練指導員の兼務は可能か。</p>	<p>管理者、管理者、従業者の兼務は不可となります。 管理者、従業者、従業者の兼務は可能ですが、業務ごとの勤務時間を適正に記録しておく必要があり、実務的でないため、推奨はできかねます。</p>
<p>当事業所は新型コロナウイルスワクチンの予防接種会場として、その実施に対しての保険者からの助言を厳守した上で行った。今後予防接種など、医療提供の場としての機会が多くなるのであれば、通所介護計画書に位置付けた上で、通所介護の基本サービス(予防接種の見守りとして)として認めてもらうことは困難か。 また、ヘアカットなどの理美容サービスなど関しても「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて平成30年9月28日/老推発0928第1号/老高発0928第1号/老振発0928第1号/老老発0928第1号)」に保険外サービスとしての位置付けが示されているが、そのサービス実施に関わる調整手間など、実質通常業務と変わらない手間があることが実情。その場合の調整手間を事務手数料のような形で利用者様へ請求することは、不適切と判断されるか。</p>	<p>・通所介護の基本サービスとして「予防接種の見守り」を認めるのは難しいです。 ・おっしゃることは重々承知しておりますが、理美容サービスは介護保険外のサービスになりますので介護保険サービスとして請求するのは不適切であるのが現状です。</p>